

令和6年度社会福祉施設等整備方針について

令和5年6月
三重県子ども・福祉部

三重県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、施設の新規設置、大規模改修等を行う事業者に対し費用の補助を行っているところであり、限られた予算の中で、地域のバランスや住民ニーズ等をふまえ、効果的で緊急度の高いものを優先して整備していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、および県産材をはじめとする木材利用の促進への対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方のもと、「令和6年度社会福祉施設等整備方針」を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。